1. 件名:高浜発電所4号機 蒸気発生器伝熱管の損傷について

2. 日時:令和元年10月25日(金) 10時00分~10時15分

3. 場所:原子力規制庁 2階会議室

## 4. 出席者:

## 原子力規制庁

長官官房総務課事故対処室 笠原係長 原子力規制部検査グループ実用炉監視部門 吉野企画調査官、 関西電力株式会社(以下「関西電力」という。) 東京支社 技術グループ チーフマネージャー 他1名

## 5. 要旨

- (1)関西電力より、令和元年10月17日に発生した高浜発電所4号機の蒸気 発生器伝熱管の損傷について、提出資料に基づき説明があった。関西電力か らの主な説明は以下のとおり。
  - ○これまでに、3台(A~C系)ある蒸気発生器(以下「SG」という。)で 渦流探傷試験(以下「ECT」という。)により有意な信号指示が確認された伝熱管のうち、C-SGの3本について、小型カメラによる目視確認が終了。引き続き、異物の確認等を行うとともに、他の蒸気発生器の伝熱管についても調査を行う。
  - ○また、C-SGの伝熱管X44、Y5に跡のようなものが確認できるが、 ECTでは当該位置にて信号が確認されておらず、伝熱管の厚みに影響が ないものと考える。
- (2)原子力規制庁より、C-SGの伝熱管X44、Y5の跡のようなものに関し、ECTの検出限界を示すよう伝え、関西電力より了解した旨の回答があった。

## 6. 資料

· C - 蒸気発生器 2 次側内部点検結果